

市 民

1	広 聴	130
2	コミュニティ推進	132
3	地域活性化	133
4	市民協働	135
5	消費者行政	136
6	文化振興	137
7	国民年金	142
8	国民健康保険	143
9	市民サービスステーション	148
10	コンビニ等による証明発行	148
11	ワンストップ窓口サービスの実施	149
12	マイナンバーカード（個人番号カード）の交付	149
13	おくやみコーナー	149
14	住民異動手続き等における書かない窓口システムの運用	150
15	人権啓発	150
16	男女共同参画	151

鹿児島市女性活躍応援リーダーズの発足



市 民

市民関係では、相談・広聴業務をはじめ、コミュニティづくり、市民協働、消費生活、市民文化の創造、国民年金、国民健康保険、戸籍・住民基本台帳及び印鑑登録、人権、男女共同参画に関する各種業務を推進している。

特に、市民との協働による活力ある地域づくりを進めるため、コミュニティビジョンを推進している。

1 広 聴

(1) 広 聴

名 称	摘 要
市 長 と 語 る 会	市長が自ら地域等に出向き、市政の動向を報告するとともに、意見交換を行い、市民の声を活かしたまちづくりを推進する。
まちかどコメンテーター	市民の声を聴く機会を確保し、より幅広く意見やニーズを把握するため、まちかどコメンテーターを活用する。
わ た し の 提 言	市政に関する意見、提言などを市内の公共施設等に備え付けた専用の手紙セットやホームページの専用フォームにより寄せてもらうもので、寄せられた提言は、直接市長が目を通し、今後の市政推進の参考とする。 ○ 手紙セットの設置箇所 159カ所（令和8.4.1現在）
市 政 出 前 ト ー ク	職員が市民の要請に応じて地域に出向き、市政に関する情報を分かりやすく伝えとともに、意見や提言などを伺い、施策の参考とする。 ○ テーマ数 123テーマ（令和8年度） ○ 開催件数 574件（令和7年度実績）

(2) 市民相談

市政に対する要望・意見等に対応する市政相談をはじめ、日常発生するさまざまな市民の悩み事に対して、市民相談員等による一般相談、専門家による法律相談、税務相談、登記相談、人権相談などを実施し、市民の生活の安定を図る。（相談は無料）

種 別	場 所	実施日	相 談 員	概 要
市 政 相 談	市民相談センター 各支所	月～金曜日	市職員	市政に対する要望・意見など
一 般 相 談	市民相談センター 各支所（桜島支所所管は桜島総務市民課）	月～金曜日	市民相談員（市民相談センター）及び市職員（各支所）	相続問題、離婚の手続き、金銭貸借など日常発生する悩みごと

法 律 相 談 (昭和36年5月～) (※ 予 約 制)	市民相談センター	月～水、 金曜日	鹿児島県弁護士会会員	民事上の法律問題など全般
	谷山支所	木曜日		
税 務 相 談 (昭和46年5月～)	市民相談センター 谷山・伊敷・ 吉野支所	年10回	南九州税理士会鹿児島支 部会員	所得税, 相続税, 贈与税な ど個人に課税される国税 に関すること
登 記 相 談 (昭和52年4月～)	市民相談センター 谷山・伊敷・ 吉野支所	月 1 回	鹿児島県司法書士会鹿児 島支部会員	不動産(相続等)の登記申 請手続きなど
	吉田・桜島(桜島総 務市民課)・喜 入・松元・郡山 支所	年 2 回		
	市民相談センター 谷山・伊敷・ 吉野支所	年 6 回	鹿児島県土地家屋調査士 会鹿児島支部会員	土地建物の調査・測量な ど
	吉田・桜島(桜島総 務市民課)・喜 入・松元・郡山 支所	年 2 回		
建 築 相 談 (昭和53年10月～)	市民相談センター	月 1 回	(一社) 鹿児島県建築士 事務所協会会員	新築・増築の手続き, 工事 契約, 耐震相談など
人 権 相 談 (昭和57年4月～)	市民相談センター 谷山支所	月 1 回	人権擁護委員 法務局職員	人権に関すること, 近隣・ 家庭内のもめごとなど
	伊敷・吉野支所	年 6 回		
	吉田・桜島(桜島総 務市民課)・喜 入・松元・郡山 支所	年 4 回		
花と緑の相談 (昭和57年4月～)	市民相談センター	月 1 回	花と緑の相談員	庭木のせん定, 植物の管 理など
不動産鑑定相談 (平成元年10月～)	市民相談センター	月 1 回	(公社) 鹿児島県不動産 鑑定士協会会員	不動産の鑑定評価, 地代・ 家賃の適正価格など
く ら し 手 続 き 相 談 (平成10年11月～)	市民相談センター 谷山支所	月 1 回	鹿児島県行政書士会会員	遺言書、遺産分割協議書、 契約書類などの作成に関 する相談(紛争のおそれ がないものに限る)

(3) 鹿児島市総合案内コールセンター「サンサンコールかごしま」

目 的 市民からの問い合わせを年中無休で受け付け, 迅速かつ的確な対応
を行い, 市民サービスの向上を図る。

開設年月日 平成20年 1 月10日

運 営 日 時 年中無休 午前 8 時～午後 7 時

F A X, 電子メールは24時間受信

電話番号等 電話: 099-808-3333 (はれは・さんさん・サンサンコール)

F A X: 099-808-2525 (はれは・にこにこ)

電子メール: 市ホームページのお問い合わせフォームから

問い合わせ内容 市役所での手続き, イベント情報, 施設案内など

2 コミュニティ推進

(1) 町内会加入促進事業（平成21年度から実施）

町内会加入や活動への参加を促進するため、転入者等への加入案内や、町内会加入促進月間における周知広報、町内会加入申込プラットフォームの運用、本市施設の無料利用券の活用、ごみステーションへの看板の試験的設置等を行っている。また、令和元年度に締結した「町内会加入促進に関する協力協定」に基づく関係団体等とのさらなる連携により、不動産仲介事業者に町内会に関する説明や加入申込フォームの利用案内を依頼し、申込件数に応じて、不動産団体等へ手数料を支払うことで、加入率が低い賃貸アパート等入居者の町内会への加入促進を図る。

(2) 町内会活動活性化事業（令和6年度から実施）

活力ある地域コミュニティの形成及び維持を図るため、コミュニティ活動の活性化や地域の連帯強化の促進を目的とする事業を実施する町内会に対し補助金を交付する。

① 基礎額

申請年度の4月1日時点の加入世帯数に応じて定める額（4～7万円）

② 活動加算額

加入促進や親睦交流等の8つの事業のうち、1事業当たり5千円を加算（2事業以上の実施が必須、上限3万円）

※補助金額は上記①と②の合算額で、申請は1年度につき1回

(3) 町内会デジタル活用促進事業（令和6年度から実施）

町内会活動の効率化や負担軽減等を図るため、情報発信やオンライン集金等のデジタルツール活用に係る交付対象経費の3分の2相当額（限度額10万円）を補助する。申請は1年度につき1回、最大5回まで。

(4) コミュニティ交流会（平成14年度から実施）

地域におけるコミュニティづくりの向上を図るため、町内会長や役員、市民を対象に交流会を開催する。

(5) 町内会集会所建築等補助事業（平成9年度から実施）

町内会のコミュニティ活動の拠点となる集会所の建築等に対し、経費の一部を補助する。

（対象工事等及び補助率）

① 新築又は取得

交付対象経費の2分の1以内（限度額500万円）

② リフォーム

交付対象経費の2分の1以内（限度額300万円）

③ バリアフリー化（平成21年度から実施）

交付対象経費の2分の1以内（限度額50万円）

④ 耐震診断（令和5年度から実施）

交付対象経費の3分の2以内（限度額 木造：10万円、その他構造：50万円）

⑤ 耐震改修工事（令和5年度から実施）

交付対象経費の2分の1以内（限度額100万円）

※④及び⑤については、旧耐震基準の集会所のみ対象

(6) コミュニティビジョン推進事業（平成23年度から実施）

各校区の地域コミュニティ協議会の活動等を支援する。

(7) 町内会の多様な世代の参加応援事業（令和5年度から実施）

多様な世代の町内会加入や活動参加を促進するため、町内会を対象にデジタルツールの活用や事業運営に関する支援を行う。

① デジタルツール活用支援

町内会活動におけるデジタルツールの活用に関する講座を開催するとともに、講座の受講団体のうち、希望する団体に講師を派遣し、実践的な活用を支援する。

② 事業・運営見直し支援

誰でも参画しやすい組織運営を目指すため、コミュニティ活動の業務全体を可視化し、広く業務を分担する仕組みの普及に向けて、希望する団体に職員を派遣し、役員や活動ごとのマニュアル化を支援する。

(8) 地域づくり活動支援事業者表彰事業（令和5年度から実施）

（目的）

事業者等の地域づくり活動への参加意識の醸成を図るため、町内会等の活動の推進に寄与した事業者等を表彰する。

（対象）

- ・市内に主たる事務所又は営業所を有する企業等
- ・町内会やコミュニティ協議会の活動の推進に寄与し、住みよい地域づくりを5年以上継続し、支援する事業者等

3 地域活性化

(1) 地域の魅力・活力共創事業（令和4年度から実施）

（目的）

合併地域（吉田・桜島・喜入・松元・郡山）において、地域住民と共に、各地域ならではの食や自然、歴史などの資源を生かしたイベントや交流拠点づくりなどに取り組み、地域の活性化を図る。

（事業概要）

① 各支所における事業の実施

地域住民と策定した「地域と共に創るまちづくりプラン」（以下「プラン」という）に基づき、事業を実施する。

支所	令和8年度の主な事業
吉田	◇地域主体による「体験型ワークショップ」の実施 ◇吉田ふれあい農園の運営 ◇吉田草刈り隊の設立等共助により地域で安心して暮らすことができる取組の支援 等
桜島	◇地域の飲食店等の連携によるマルシェ開催や地域が自立した活動を継続していくための支援 ◇出張デジタル相談所の実施、デジタル教室の開催及び相談窓口と

	なる組織の設立支援 等
喜入	◇喜入旧麓交流館「陽だまり」の運営支援 ◇「喜び入るまち」のロゴの活用 ◇「喜び入る駅コミュニティスペース」とレンタサイクルの運営支援
松元	◇お茶の魅力の発信をメインテーマとした「まつもと まるっと マルシェ」の開催 ◇県卓球連盟と連携した地域内の小学校での卓球教室や地域のスポーツ団体によるフットサル体験会の開催 ◇松陽高等学校の生徒による地域の小学校での美術作品制作教室や、同校生徒の作品展覧会の開催 等
郡山	◇地域全体を会場とする１カ月間の「いんどりマルシェkoriyama」の開催 ◇地域資源である八重山の風情や地域の食材等を活用した体験型イベントの開催 等

② 地域懇話会の開催

地域団体等との協議の場として、各支所に「地域懇話会」を設置し、プランに基づく事業の実施などについての意見をいただく。

(2) さくらじま地域おこし協力隊活動事業

(目的)

鹿児島市内で人口減少及び高齢化が最も進行している桜島地域において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図り、もって地域の活性化及び活力の維持強化に資する。

(事業概要)

桜島地域において、地域おこし協力隊が、地域資源を活用したブランド力の向上や特産品のPR等に取り組み、地域の振興を図る。

① 設置人数 2名

② 設置年月日 令和7年10月1日

(更新後任期：令和8年4月1日～令和9年3月31日)

③ 隊員の主な活動内容

ア 地域資源を活用したブランド力の向上、特産品のPR等

イ 魅力情報の発信等

ウ その他桜島地域の活性化及び活力の維持強化

④ 隊員の雇用形態

法人に活動支援を含めて業務委託し、委託先で雇用する。

(3) 地域まつり支援事業

地域住民のふれあいと地域社会の活性化を促進するため、吉田・桜島・喜入・松元・郡山地域のまつりへ助成を行う。

(4) 改新交流センター

設置目的

地域住民のふれあい及び交流を促進し、地域の活性化を図る。

施設概要

施設内容	1 階	和室
	2 階	多目的ホール
	その他	多目的広場
所在地	古里町262番地	
建物概要	ア 建物構造	鉄筋コンクリート造 地上2階建
	イ 延床面積	369.62㎡
開館	平成28年3月17日	
休館日	火曜日，木曜日，土曜日，日曜日及び12月29日～1月3日	
開館時間	月曜日，水曜日及び金曜日の午前9時～正午	
使用料金	ア 和室	1時間につき200円
	イ 多目的ホール	1時間につき400円

4 市民協働

(1) 「鹿児島市の市民参画を推進する条例」

(目的)

本市における市民参画の基本的な事項を定めることにより，市政への市民参画の推進を図り，もって市民と市との協働によるまちづくりを進めることを目的とする。

(条例の概要)

① 市民参画手続の実施（第6条）

- ア パブリックコメント手続の実施
- イ 審議会等への付議
- ウ 意見交換会等の開催
- エ ワークショップ方式等の実施

（※原則としてパブリックコメント手続を実施）

② 市民参画手続の対象等（第7条）

- ア 市の基本的な政策を定める計画及び個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- イ 公用又は公共用に供される重要な施設の建設等に係る計画の策定又は変更
- ウ 次に掲げる条例，規則等の制定又は改廃
 - ・市の基本的な方針又は制度を定めるもの
 - ・市民に義務を課し，又はその権利を制限することを内容とするもの
 - ・市民生活に重大な影響を及ぼすもの

③ 提出された意見等の取扱い（第9条）

市民からの意見等について，市が施策に反映させるよう努めるとともに，その結果を公表する。

④ 市民参画手続の実施予定及び実施状況の公表（第11条）

毎年度，市民参画手続の実施予定及び前年度における実施状況を市民に公表する。

⑤ 「鹿児島市市民参画推進に関する市民会議」の設置（第22条－第30条）

本市の市民参画の推進について調査審議する，公募市民や学識経験者等で構成された「市民参画推進に関する市民会議」を設置する。

(2) 「市民活動団体等との協働推進について～市民活動の現状と促進方策～」

(策定月)

平成 16 年 3 月（令和 6 年 3 月改定）

(概要)

協働によるまちづくりを進めるうえでパートナーとして重要な役割を担う市民活動団体等との協働を推進するため、その基本的考え方や方策について取りまとめたものである。

① 目標

市民活動団体等をまちづくりのパートナーとして位置づけ、自主性・自立性を尊重するなかで、より効果的な協働関係の構築に努める。

② 方策

次の項目を柱に取り組むこととしている。

- ・市民活動団体の運営基盤づくりや活動への支援
- ・市民の協働意識の醸成
- ・企業との協働・連携の促進
- ・職員の意識向上と環境づくり

③ 主な施策

ア 市民とつくる協働のまち事業

公益的なサービスを提供する市民活動団体の活動に対し、経費の一部助成や課題解決のための具体的な助言等の支援を行う。

イ NPO 基盤強化事業

NPO 等の市民活動団体の基盤強化を図るため、人材育成や連携促進のための講座等を開催する。

5 消費者行政

消費生活センター

設置目的 消費生活に関する情報の収集及び提供等を行い、市民の消費生活の安定及び向上を図る。

所在地 山下町11番1号

開館 平成6年4月1日

開館時間 月～金 午前9時～午後5時15分

休館日 土曜日、日曜日、国民の祝日・休日、12月29日～1月3日

施設内容 ア 相談コーナー イ 情報コーナー
ウ サークルコーナー

主な事業

(1) 消費生活相談

専門の相談員を配置し、消費生活に関する相談を受け付け、その解決のために必要な助言等を行う。また、月2回弁護士による消費生活法律相談を行う。

(2) 消費者啓発

消費生活に関する知識を身につけ、主体的・合理的に行動できる消費者を育成するために消費生活教室、親子一日教室を実施するとともに学校、町内会、高齢者クラブ、企業等を対象に消費生活出張講座を実施する。また、一般向け、若年層向け及び高齢

者向け等，対象に応じた各種啓発資料を提供するとともに，公共交通機関での広報やパネル展を行う。

(3) 消費生活情報の収集・提供

〈消費者教育担い手育成事業〉

地域に根ざした消費者啓発を促進し，消費者被害の未然防止を推進するため，地域において，簡易な出張講座を行う地域消費者リーダーを養成する。

〈情報提供〉

各種パンフレット等の作成，図書・DVDの貸出し，情報コーナーでのパネル等により情報提供に努める。

(4) 消費者団体の育成・活動支援

消費生活に関するリーダーを養成することを目的に，消費者団体の学習会等を支援する。

(5) A（悪質商法）B（撲滅）C（シティ）消費者情報ネットかごしま事業

消費者被害未然防止ネットワーク会議を開催して関係機関との連携を図るとともに，市LINE公式アカウント等による被害情報の提供などを行い情報を共有することにより，消費者への「見守り機能」を強化し，本市における悪質商法の撲滅に資する。

6 文化振興

(1) ふるさと芸能祭

郷土に伝承されている民俗芸能を広く市民に公開し，郷土芸能に対する理解を深めるとともに，郷土を愛する心を高める。

出演者 郷土芸能保存団体等

(2) 文化事業の共催

市内の文化団体と共催で市民文化祭等の文化事業を実施し，芸術鑑賞の機会を拡充するとともに文化団体及び文化芸術の担い手の育成に資する。

〈市民文化祭〉

毎年，9～11月に開催している。

謡曲連合大会，いけばな展，薩摩琵琶弾奏大会，茶会，南日本俳句大会，南日本短歌大会，邦楽演奏会，薩摩狂句大会，オペラ，写真展

(3) 文化芸術活動活性化補助金

自主的な文化芸術活動を活性化するため，文化芸術団体等が実施する事業に対して助成する。

(4) 鹿児島市少年少女合唱団

鹿児島市に在住し，市内の小・中学校に在籍する少年少女による合唱団を育成し，その演奏活動を通じて児童文化の向上を図り，豊かな情操を養うとともに，音楽水準の向上に寄与する。

設 立 昭和48年12月

隊 員 29 人（令和 8 年 4 月現在）

（5）児童文学振興事業

本市の児童文学の書き手の育成を図るため、児童文学者等による創作講座を開催するとともに、優れた児童文学作品の出版に対し助成するほか、小・中学生を対象とした朗読コンサート等を行う。

① 児童文学創作講座

児童文学者などによる、児童文学概論から創作の方法、作品の添削指導等の講座を開催し、児童文学の書き手の育成を図る。

② 棕鳩十作品朗読コンサート

市内小・中学校へ出向き、棕鳩十作品を題材とした朗読コンサート等を行い、棕作品をより身近に、深く鑑賞し学ぶ場を設ける。

③ 児童文学作家交流事業

児童文学創作講座の講師を、小・中学校へ派遣し、交流会（講話等）を実施し、文学振興を図る。

④ 子どもたちに聞かせたい創作童話

創作童話の募集、表彰等を通して市民の童話に対する理解と関心を深め、創作童話への意欲の増進を図るとともに、作品を通じて子どもたちの夢をはぐくみ、美しい心を育てる。

（6）小・中学校等での芸術鑑賞事業

中央や地元の芸術文化団体による小・中学校や子育て支援施設での演奏会等の公演や優れた舞台芸術の鑑賞機会の提供により、子どもたちの豊かな情操を育てる。

（7）市民文化活動推進事業

市民が音楽や伝統芸能などの文化芸術に触れ親しむ機会の充実に向けて、西郷隆盛生誕 200 年・没後 150 年記念プロジェクトとの連携も進めながら、まちなかでのイベントの開催や文化芸術活動に関する情報発信などを行う。

（8）ふれてみよう！かごんま弁事業

小・中学校で鹿児島弁を使った演劇、講話等を実施することにより、児童・生徒の興味、関心を喚起するとともに、鹿児島弁の普及、継承に取り組む文化団体の活動を促進する。

（9）文化芸術推進基本計画推進事業

文化芸術に関する施策の方向性を示し、総合的かつ計画的に施策を推進するため文化芸術推進基本計画の改定を行い、取組を進める。

（10）かごしま近代文学館・かごしまメルヘン館

設置目的

鹿児島にゆかりのある作家とその作品等を紹介する「かごしま近代文学館」と、世界各地の童話・民話等を人形・映像その他で紹介する「かごしまメルヘン館」を複合的に設置することにより、本市の文学振興、文化の向上を図るとともに、物語の世界の演出により、子どもたちに夢を与え、豊かな感性を育む。

施設概要

① かごしま近代文学館

地下1階 収蔵庫，くん蒸室，機械室など

1階 鹿児島情熱絵巻，ゆかりの作家たちの情熱，文学アトリエ，ライブラリー，事務室，喫茶室

2階 鹿児島文学の群像，向田邦子の世界，文学ホールなど

② かごしまメルヘン館

地下1階 わくわくスタジオ，メルヘンホールなど

1階 おはなしのまち，おはなしの散歩道，親子読書コーナー

2～3階 おはなしの散歩道，絵本のお城

展示概要

① かごしま近代文学館

「ゆかりの作家たちの情熱」

鹿児島ゆかりの5人の作家が創作にかけた情熱を，様々なテーマの下，ジオラマや文学資料，遺愛の品々等を通して紹介する。

「文学アトリエ」

「ことばアトリエ」で，ことば遊びができる映像装置，ワークショップを通して，楽しみながらことばの世界に触れられ，また，「本のひろば」で，歴代の「椋鳩十児童文学賞」受賞作品やお薦めの本などをくつろぎながら読むことができる。

「鹿児島文学の群像」

鹿児島ゆかりの22人の作家を紹介。また，様々なテーマで収蔵品展や企画展などを開催する。

「向田邦子の世界」

原稿等の直筆をはじめ，遺愛の品々を展示し，向田の面影をたどり，その作品世界を紹介する。

② かごしまメルヘン館

「わくわくスタジオ」

オリジナルのお話を完成させていく「まっしろな絵本」があり，また，世界各地の民族人形や日本各地の郷土玩具など様々な人形を展示する。

「おはなしのまち」

童話に出てくるお家やミニアスレチックなどで遊びながらお話の世界を楽しむ。

「おはなしの散歩道」

『不思議の国のアリス』の世界をトリックアートなどで楽しめる。

「絵本のお城」

お気に入りの絵本を手にとって読むことなどができる。

所在地 城山町5番1号

建物概要 (ア) 建物構造 鉄筋コンクリート造，一部鉄骨造，地下1階，地上3階

(イ) 敷地面積 3,418.15 m²

(ウ) 建築面積 2,289.36 m²

(エ) 延床面積 5,874.31 m²

開館年月日 平成10年1月29日

休館日 毎週火曜日（休日の時はその後の最初の平日），12月29日～1月1日

開館時間 午前 9 時 30 分～午後 6 時（入館は午後 5 時 30 分まで）
 観覧料金

区 分		個 人	団 体
常設展示	近代文学館	一 般 （ 市 内 居 住 者 ）	450円 360円
		一 般 （ 市 内 居 住 者 以 外 ）	600円 480円
		高 ・ 大 学 生 （ 市 内 居 住 者 ）	370円 290円
		高 ・ 大 学 生 （ 市 内 居 住 者 以 外 ）	450円 360円
		小 ・ 中 学 生 （ 市 内 居 住 者 ）	220円 170円
		小 ・ 中 学 生 （ 市 内 居 住 者 以 外 ）	300円 240円
		年 間 観 覧 券 （ 一 般 ・ 市 内 居 住 者 ）	900円 —
		年 間 観 覧 券 （ 一 般 ・ 市 内 居 住 者 以 外 ）	1,200円 —
		年 間 観 覧 券 （ 高 ・ 大 学 生 ・ 市 内 居 住 者 ）	740円 —
		年 間 観 覧 券 （ 高 ・ 大 学 生 ・ 市 内 居 住 者 以 外 ）	900円 —
		年 間 観 覧 券 （ 小 ・ 中 学 生 ・ 市 内 居 住 者 ）	440円 —
		年 間 観 覧 券 （ 小 ・ 中 学 生 ・ 市 内 居 住 者 以 外 ）	600円 —
	メルヘン館	一 般 （ 市 内 居 住 者 ）	450円 360円
		一 般 （ 市 内 居 住 者 以 外 ）	600円 480円
		高 ・ 大 学 生 （ 市 内 居 住 者 ）	370円 290円
		高 ・ 大 学 生 （ 市 内 居 住 者 以 外 ）	450円 360円
		小 ・ 中 学 生 （ 市 内 居 住 者 ）	220円 170円
		小 ・ 中 学 生 （ 市 内 居 住 者 以 外 ）	300円 240円
		年 間 観 覧 券 （ 一 般 ・ 市 内 居 住 者 ）	900円 —
		年 間 観 覧 券 （ 一 般 ・ 市 内 居 住 者 以 外 ）	1,200円 —
		年 間 観 覧 券 （ 高 ・ 大 学 生 ・ 市 内 居 住 者 ）	740円 —
		年 間 観 覧 券 （ 高 ・ 大 学 生 ・ 市 内 居 住 者 以 外 ）	900円 —
		年 間 観 覧 券 （ 小 ・ 中 学 生 ・ 市 内 居 住 者 ）	440円 —
		年 間 観 覧 券 （ 小 ・ 中 学 生 ・ 市 内 居 住 者 以 外 ）	600円 —
	共 通	一 般 （ 市 内 居 住 者 ）	750円 600円
		一 般 （ 市 内 居 住 者 以 外 ）	1000円 800円
		高 ・ 大 学 生 （ 市 内 居 住 者 ）	610円 480円
		高 ・ 大 学 生 （ 市 内 居 住 者 以 外 ）	750円 600円

	小・中学生（市内居住者）	360円	280円
	小・中学生（市内居住者以外）	500円	400円
	年間観覧券 （一般・市内居住者）	1,500円	—
	年間観覧券 （一般・市内居住者以外）	2,000円	—
	年間観覧券 （高・大学生・市内居住者）	1,220円	—
	年間観覧券 （高・大学生・市内居住者以外）	1,500円	—
	年間観覧券 （小・中学生・市内居住者）	720円	—
	年間観覧券 （小・中学生・市内居住者以外）	1,000円	—

・ 共通…近代文学館とメルヘン館の共通券 ・ 未就学児は無料 ・ 団体は20人以上

(11) 川商ホール（市民文化ホール）

施設概要

- ① 開館年月日 昭和58年2月6日
- ② 位 置 与次郎二丁目3番1号
- ③ 構造及び規模 鉄筋コンクリート造，一部鉄骨造，地下1階，地上5階
- ④ 敷地面積 48,276㎡（文化公園を含む）
- ⑤ 建築面積 8,150.62㎡（延床面積19,689.29㎡）
- ⑥ 工 期 昭和55年12月28日～57年12月10日
- ⑦ 建設事業費 7,929,000千円

⑧ 施設案内

ア 第1ホール

音楽的催しに重点を置く多目的ホールで客席数1,990席
（他に車いすスペース8席）

イ 第2ホール

演劇の催しに重点を置く多目的ホールで客席数952席
（他に車いすスペース6席）

ウ 市民ホール

約400人収容の平土間形式の会議室兼用のホール

エ 練習室

オ 会議室，和室

カ 展望ギャラリー

キ 駐車場 駐車台数 365台

⑨ 令和7年度利用状況

	第1ホール	第2ホール	市民ホール
利 用 率	57%	68%	73%
入 場 者 数	163,126人	60,474人	24,221人

(12) 谷山サザンホール

施設概要

- ① 開館年月日 平成元年10月20日
- ② 位 置 谷山中央一丁目58番5号
- ③ 構造及び規模 鉄筋コンクリート造，一部鉄骨造，地下1階，地上2階
- ④ 敷地面積 6,933㎡
- ⑤ 建築面積 3,320㎡（延床面積 5,970㎡）
- ⑥ 工 期 昭和63年3月5日～平成元年10月2日
- ⑦ 建設事業費 2,800,000千円
- ⑧ 施設内容
 - ア ホール 客席数800席（他に車いすスペース6席）
 - イ 練習室
 - ウ 会議室，和室
 - エ 市民ギャラリー，展示室
 - オ 駐車場 駐車台数 77台
- ⑨ 令和7年度ホール利用状況
 - ア 利用率 73%
 - イ 入場者数 31,194人

7 国民年金

国民年金制度は，老齢，障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し，必要な給付を行う制度である。

市では，法定受託事務として，第1号及び任意加入被保険者に係る資格関係届書，保険料免除・納付猶予関係申請書，給付関係請求書の受理，審査及び送付を行い，日本年金機構との協力・連携事務として，相談対応，周知・広報等を行い，市民の国民年金受給権の確保に努める。

(1) 被保険者数及び免除等状況

（単位：人）

区分 年度	第1号 被保険者	任意加入 被保険者	計	保険料免除・納付猶予者		
				法定免除	申請免除等	計
令和6年度末	61,067	732	61,799	9,228	25,055	34,283
令和7年度末	60,116	720	60,836	9,238	24,625	33,863

※申請免除等（納付猶予・学生納付特例・産前産後免除含む）

(2) 基礎年金等

① 裁定請求等送付状況

区分 年度	裁定請求書 (死亡一時金請求書含む)	死亡届 (未支給年金請求含む)
令和6年度	333	3,214
令和7年度	334	2,930

② 基礎年金額（令和8年度）

※【 】内は昭和31年4月1日以前生まれの方の額

老齢基礎年金（満額） 847,300円 【 844,900円】
 障害基礎年金（年額） 1級 1,059,125円 【1,056,125円】
 2級 847,300円 【 844,900円】
 遺族基礎年金（基本額） 847,300円 【 844,900円】
 ※障害・遺族基礎年金には子の加算あり
 1人目・2人目 1人につき243,800円
 3人目以降 // 81,300円

③ 受給権者数 (令和8年3月末現在)

区 分	老 齢	老齢基礎	障 害	障害基礎※	遺族基礎	寡 婦	計
受給権者(人)	1,373	166,337	120	11,512	305	41	179,688

※福祉年金からの裁定替含む

(3) 年金生活者支援給付金（令和元年10月施行）

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給される。

8 国民健康保険

事業開始 昭和32年11月1日

(1) 事業概況（令和8年4月1日現在）

○加入状況

人 口(A) 576,783人 国保被保険者数(B) 99,312人
 加入率(B)／(A) 17.22%
 世帯数(a) 286,978世帯 国保世帯数(b) 70,659世帯
 加入率(b)／(a) 24.62%

○保険給付状況

① 療養の給付

給付率 義務教育就学前 8割
 義務教育就学後70歳未満 7割
 70歳以上75歳未満 8割（ただし、一定以上の所得者は7割）

給付内容 ア 診察（一般・歯科） イ 薬剤又は治療材料の支給
 ウ 処置・手術その他の治療 エ 病院又は診療所への入院

② 入院時食事療養費 入院時の食事療養に要した費用の額から標準負担額を控除した額を支給

③ 入院時生活療養費 65歳以上75歳未満の人（入院医療の必要性が高い患者を除く）が療養病床に入院した場合、生活療養（食事と居住費）に要した費用から標準負担額を控除した額を支給

④ 療 養 費 療養に要した費用に各給付率を乗じた額を支給

⑤ 移 送 費 療養の給付を受けるため医師の指示により一時的、緊急的な必要性があって病院又は診療所に移送された場合に支給

⑥ 海外療養費 海外で療養に要した費用に各給付率を乗じた額を支給

⑦ 高額療養費 病院等で支払う一部負担金が自己負担限度額を超えた場合にその超過額を支給

- ⑧ 高額介護合算療養費 8月から翌年7月までの1年間に病院等で支払う医療費と介護サービス費の一部負担金の合算額（国保加入者に限る）が基準額を超えた場合にその超過額を支給（医療保険保険者と介護保険保険者で一部負担金を按分してそれぞれ支給）

- ⑨ その他の給付 出産育児一時金 世帯主に対して
- ・産科医療補償制度に該当の場合 500,000円
 - ・上記以外の場合 488,000円

○保険税賦課状況

賦課期日 4月1日

賦課方式 所得割，被保険者均等割，世帯別平等割の三方式

納 期 年10期 6，7，8，9，10，11，12，1，2，3の各月

（普通徴収）

年度別の税率，賦課割合状況

年度 \ 区分			税 率 及 び 賦 課 割 合					
			所 得 割		均 等 割		平 等 割	
令和6	決 算	医療分	8.00/100	56.86%	21,000円	24.23%	23,300円	18.91%
		支援金分	2.60/100	59.15%	6,200円	22.63%	7,100円	18.22%
		介護分	2.40/100	58.29%	7,400円	23.61%	6,400円	18.10%
令和7	決算見込	医療分	8.11/100	52.49%	30,700円	31.18%	22,600円	16.33%
		支援金分	2.88/100	53.28%	10,700円	30.76%	7,800円	15.96%
		介護分	2.51/100	54.05%	11,100円	30.54%	6,300円	15.41%
令和8	当初予算	医療分	8.26/100	43.27%	34,600円	39.21%	23,000円	17.52%
		支援金分	2.94/100	43.83%	12,200円	38.84%	8,100円	17.33%
		介護分	2.47/100	43.46%	12,000円	38.97%	6,100円	17.57%
		子ども分	0.29/100	52.19%	1,290円 (90円)	27.52%	800円	20.29%

※子ども分の均等割のうち、（ ）内は「18歳以上均等割」の額で内数。

年度別の保険税賦課状況

			一世帯当たり	前年度対比	一人当たり	前年度対比
令和6	決 算	医療分	84,396円	101.42%	58,938円	102.80%
		支援金分	26,809円	102.15%	18,722円	103.53%
		介護分	24,016円	102.48%	21,309円	103.26%
令和7	決算見込	医療分	94,370円	111.82%	66,759円	113.27%
		支援金分	33,375円	124.49%	23,610円	126.11%
		介護分	27,604円	114.94%	24,519円	115.06%
令和8	当初予算	医療分	93,805円	104.52%	67,194円	105.96%
		支援金分	33,475円	105.21%	23,979円	106.66%
		介護分	28,218円	104.64%	25,232円	105.16%
		子ども分	4,357円	皆増	3,121円	皆増

(2) 国保事業の年度別状況

(保険税は現年課税分)

		単位	令和6(決算)	令和7(決算見込)	令和8(当初予算)
険被 者保	人 員 (平 均)	人	105,836	102,319	97,829
	世 帯 (平 均)	世帯	73,910	72,382	67,468
保 険 税 限 度 額		円	医 療 650,000	医 療 660,000	医 療 670,000
			支援金 240,000	支援金 260,000	支援金 260,000
			介 護 170,000	介 護 170,000	介 護 170,000
			-	-	子ども 30,000
保 険 税 収 納 率		%	92.84	92.69	91.00
受 診 率		//	1,218.63	1,222.84	-
療 養 諸 費	費 用 額	千円	55,585,022	55,266,039	55,025,746
	保 険 者 負 担 分	//	40,920,695	40,658,393	47,944,051
	一 人 当 た り 費 用 額	円	525,200	540,135	562,469
	一 人 当 た り 保 険 者 負 担 額	//	386,642	397,369	490,080
決 予 算 算 額 ・	歳 入	千円	65,341,491	66,286,796	64,611,000
	歳 出	//	69,021,413	68,406,886	64,611,000
	差 引	//	△3,679,922	△2,120,090	0
単 年 度 収 支		//	△505,291	1,559,832	-

(3) 保険税収納見込

(単位：千円)

年 度	区 分	調定額 (A)	最終予算額 (B)	収入済額 (C)	収 納 率	
					対 調 定 (C) / (A)	対 予 算 (C) / (B)
令和7	現年課税分	10,010,335	8,865,217	9,278,131	92.69%	104.66%
	滞納繰越分	1,761,522	368,865	372,229	21.13%	100.91%
	計	11,771,857	9,234,082	9,650,360	81.98%	104.51%

(4) 保険税納付区分比見込(現年課税分)

(単位：世帯，千円，%)

区 分	口座振替	自主納付	納税嘱託員	合 計
納 付 対 象 世 帯 数	24,336	46,323	-	70,659
構 成 比 率	34.44	65.56	-	100.00
保 険 税 収 納 額	4,044,405	5,223,439	10,287	9,278,131
構 成 比 率	43.59	56.30	0.11	100.00

(5) 経理状況

歳 入

(単位：千円，%)

科 目		令和 6 年度決算		令和 7 年度決算見込		令和 8 年度予算	
保 険 税		8,639,834	13.22	9,650,360	14.56	9,705,460	15.02
国 庫 支 出 金		31,872	0.05	39,477	0.06	2	0.00
県支出金	普 通 交 付 金	48,299,952	73.92	48,060,938	72.50	47,688,087	73.81
	特 別 交 付 金	1,334,980	2.04	1,325,221	2.00	1,346,334	2.08
	計	49,634,932	75.96	49,386,159	74.50	49,034,421	75.89
一 般 会 計 繰 入 金		6,923,315	10.60	7,073,753	10.67	5,777,337	8.94
繰 越 金		0	0.00	0	0.00	1	0.00
そ の 他 の 収 入		111,538	0.17	137,047	0.21	93,779	0.15
合 計		65,341,491	100.00	66,286,796	100.00	64,611,000	100.00

歳 出

(単位：千円，%)

科 目			令和 6 年度決算		令和 7 年度決算見込		令和 8 年度予算	
総 務 費			400,243	0.58	425,044	0.62	413,053	0.64
保 険 給 付 費	療 養 諸 費	療養給付費	40,650,926	58.90	40,407,287	59.07	40,347,302	62.45
		療 養 費	331,545	0.48	337,588	0.49	342,095	0.53
		計	40,982,471	59.38	40,744,875	59.56	40,689,397	62.98
	高 額 療 養 費		6,986,616	10.12	6,995,006	10.23	6,984,707	10.81
	高額介護合算療養費		9,695	0.01	10,215	0.02	13,743	0.02
	移 送 費		0	0.00	0	0.00	240	0.00
	審査支払手数料		115,305	0.17	111,361	0.16	114,531	0.18
	出産育児一時金		122,504	0.18	118,467	0.17	126,053	0.20
	葬 祭 費		15,400	0.02	12,900	0.02	15,380	0.02
	傷 病 手 当 金		26	0.00	0	0.00	0	0.00
計		48,232,017	69.88	47,992,824	70.16	47,944,051	74.20	
国民健康保険事業費納付金			16,326,920	23.65	15,464,699	22.61	15,730,918	24.35
保 健 事 業 費			387,154	0.56	373,507	0.54	441,141	0.68
諸 支 出 金			500,448	0.73	470,890	0.69	51,837	0.08
予 備 費			0	0.00	0	0.00	30,000	0.05
繰 上 充 用 金			3,174,631	4.60	3,679,922	5.38	0	0.00
合 計			69,021,413	100.00	68,406,886	100.00	64,611,000	100.00
差 引 過 不 足 額			△3,679,922	-	△2,120,090	-	0	-
単 年 度 収 支 額			△505,291	-	1,559,832	-	-	-

(6) 保健事業

① はり・きゅう施設の利用補助

施術 1 回につき 1,100 円

4 月	60 回	5 月	55 回	6 月	50 回
7 月	45 回	8 月	40 回	9 月	35 回
10 月	30 回	11 月	25 回	12 月	20 回
1 月	15 回	2 月	10 回	3 月	5 回

※利用回数は、交付月により異なる。

年度別利用状況

	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
件 数（件）	56,540	54,946	55,163	52,316	47,096
単 価（円）	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
金 額（円）	62,194,000	60,440,600	60,679,300	57,547,600	51,805,600

② 人間ドックの利用補助

2万円を上限として検査料金（消費税を除く）の半額補助（ただし、納期の到来した国民健康保険税完納世帯で4月1日現在35歳以上の人）

年度別利用状況

	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
利用件数（人）	567	502	558	532	504
補助金額（円）	10,344,625	9,263,662	10,529,425	10,070,050	9,721,556

③ 脳ドックの利用補助

2万円を上限として検査料金（消費税を除く）の半額補助（ただし、納期の到来した国民健康保険税完納世帯で4月1日現在35歳以上の人）

年度別利用状況

	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
利用件数（人）	260	233	179	193	143
補助金額（円）	4,742,513	4,309,218	3,296,326	3,576,360	2,645,404

④ 特定健康診査・特定保健指導の実施（40歳以上74歳以下の人）

年度別状況

	特定健康診査			特定保健指導		
	令和 5	令和 6	令和 7	令和 5	令和 6	令和 7
対象者数（人）	74,179	71,000	69,010	2,494	2,300	2,139
受診者数（人）	25,316	23,439	21,507	635	696	382
受診率/実施率（％）	34.1	33.0	31.2	25.5	30.3	17.9

※令和5年度、令和6年度は、国への法定報告に基づく数値。

※令和7年度は、令和8年5月末現在の法定報告の数値。

※特定保健指導の受診者は終了者数。

(7) 高額療養資金の貸付制度

（昭和53.1.1実施）

高額な医療費の支払いが困難な国民健康保険の被保険者に対し、必要な資金を貸し付ける制度

○対象・貸付金額 医療費の一部負担金が高額療養費の自己負担限度額を1万円以上上回る場合で、支払いが困難な人に高額療養費の支給見

込額を貸し付ける。

- 貸付利子 無利子
- 申請書の提出先 国民健康保険課，谷山支所市民課，吉田・喜入・松元・郡山
各支所総務市民課及び桜島支所桜島総務市民課
- 基金の額 4,000万円
- 貸付件数・金額 37件 5,308,852円（令和7年度実績）

9 市民サービスステーション

設置目的

市民の利便性の向上を図るため，土曜日・日曜日・祝日等の休日でも住民票の写しや戸籍謄抄本，印鑑登録証明書等を請求できる窓口として設置する。

名称及び設置場所並びに設置年月日，面積

- ・鹿児島市鹿児島中央駅市民サービスステーション
中央町1番地1（鹿児島中央駅西口1階）Tel 285-5502
平成8年6月19日設置 面積 78.67㎡

取扱業務

- (1) 住民票の写しの交付
- (2) 住民票記載事項証明書の交付
- (3) 公的年金受給者に係る現況届等の記載事項証明書の交付
- (4) 印鑑登録証明書の交付
- (5) 戸籍及び除籍の全部事項又は個人事項に関する証明及び謄本又は抄本の交付
- (6) 戸籍の附票の写しの交付
- (7) 身分証明書の交付
- (8) 受理証明書の交付

※(5)～(8)については，平日の午後5時15分から午後6時30分までと土曜日・日曜日・祝日等の休日は，申請受付のみ行い，証明書は後日交付する。（交付の方法は，来所または郵送の2通り）

業務日及び業務時間

- (1) 業務日 水曜日及び12月29日～翌年1月3日を除く毎日
- (2) 業務時間 午前10時～午後6時30分

10 コンビニ等による証明発行

市民の利便性の向上を図るため，市役所の開庁時間外においても，コンビニエンスストア等のマルチコピー機で住民票の写しなどを交付するサービスを実施する。

サービス開始日 平成26年1月14日

取扱証明 住民票の写し，印鑑登録証明書，所得額証明書，
課税額（非課税）証明書，市・県民税納税証明書，
戸籍全部・個人事項証明，戸籍附票全部・一部証明

利用可能時間 戸籍関係の証明書 平日午前9時～午後5時15分
その他の証明書 午前6時30分～午後11時

上記のいずれの証明書も店舗の営業時間に準じるほか，12月29

日～翌年1月3日及びメンテナンス日等を除く
交付手数料の減額 コンビニ交付に係る手数料を100円減額
減額開始日 令和4年12月1日

11 ワンストップ窓口サービスの実施

市民サービスの向上を図るため、住民異動に伴う国保・年金・福祉等の一連の手続きを基本的に1つの窓口で行うワンストップ窓口サービスを本庁市民課で実施する。

サービス開始日 平成23年10月3日

12 マイナンバーカード（個人番号カード）の交付

社会保障・税番号制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための制度である。同制度における、平成28年1月からの個人番号利用の開始に伴い、「番号確認」と「本人確認」ができるなど利便性の高い「マイナンバーカード」の交付とその普及促進を図る。

(1) これまでの流れ

- ① 通知カードの送付開始 平成27年11月18日
(※通知カードは、個人番号を記載した紙製のカード)
- ② マイナンバーカードの交付申請受付開始 平成27年10月5日
(※マイナンバーカードは、ICチップを内蔵したプラスチック製の写真付カード)
- ③ マイナンバーカードの交付開始 平成28年1月21日
- ④ 「マイナンバーカード交付円滑化計画」に基づく特設会場の設置（本庁，谷山支所） 令和2年2月
- ⑤ 通知カードの廃止 令和2年5月25日
(※出生時等のマイナンバーは、「個人番号通知書」により通知)
- ⑥ 特急発行・交付制度の開始 令和6年12月2日
(※速やかな交付が必要な方を対象に約1週間以内に自宅へカードを郵送)

(2) 交付体制等

- ① 休日の開庁 平日の来庁が困難な市民の利便性向上を図るため、毎月第2日曜日と第4土曜日の月2回開庁し、交付や申請受付等を行う。
※本庁及び谷山支所以外の支所は事前に電話予約が必要
- ② 特設会場の設置 本庁及び谷山支所に特設会場を、キャンセビル6階（中央町）にマイナンバーカードセンターを設置し、交付や申請受付等を行う。
- ③ 出張申請受付 市内の福祉施設や企業等の団体を対象に、申請受付を行う。
- ④ 郵便局における手続き 一部郵便局において、申請サポートや電子証明書の更新等を行う。

13 おくやみコーナー

死亡に伴う各種手続きは、遺族等が各課を回り、その都度書類を記入するなどの手続きを行っており、その手続きに時間を要するなど、遺族等の負担となっている。

遺族等の負担軽減を図ることを目的に、本庁舎内に専用窓口「おくやみコーナー」を設置し、必要な手続の案内や申請書の作成補助等を行う。

年度別利用件数

年 度	令和 5	令和 6	令和 7
利用件数	1,756件	1,680件	1,785件

開設日 令和 4 年 1 月 19 日

14 住民異動手続き等における書かない窓口システムの運用

住民異動の手続き等に係る市民の届書等の記入を不要とする書かない窓口システムを、本庁・谷山支所市民課及び各支所総務市民課において運用する。

システムに沿って職員の聞き取り等により届書等を作成することで市民の記入が不要となるとともに、届書等作成時のデータを活用し従前のチェック・入力等を効率化したことで、特に繁忙期に長時間化する市民の待ち時間を短縮し、併せて職員の業務負担を軽減する。

運用開始日 ① 令和6年3月1日(本庁・谷山支所市民課)

② 令和6年12月5日(伊敷支所・吉野支所・松元支所総務市民課, 鹿児島中央駅市民サービスステーション)

③ 令和7年1月16日(吉田支所・桜島支所・喜入支所・郡山支所総務市民課)

15 人権啓発

わが国においては、基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下、これまで人権に関するさまざまな施策が講じられてきたが、今日においても、生命・身体の安全にかかわる事象や、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別その他の人権侵害がなお存在している。また、国際化、情報化、高齢化等の社会情勢の変化や価値観の多様化等により人権に関する新たな課題も生じてきている。

このため、国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするため、平成12年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を公布し、平成14年3月には、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定。その後、人権をめぐる社会経済情勢の変化等を踏まえ、令和7年6月に第二次基本計画を策定した。

本市においても、平成19年1月に人権教育及び人権啓発に関する施策を推進していくため、「鹿児島市人権教育・啓発基本計画」を策定（平成24年3月、平成28年12月、令和5年3月改訂）した。この基本計画に基づき、各関係実施機関と緊密に連携し、学校、家庭、地域社会、企業などあらゆる場を通して人権意識の高揚を図るとともに、さまざまな人権問題における偏見や差別意識の解消に向けた人権教育、人権啓発の推進に取り組んでおり、第六次総合計画においても、基本施策に「誰もが個性と能力を発揮できる地域社会の形成」を掲げ、あらゆる場や機会を捉えて人権教育や人権啓発を推進し、一人ひとりの人権や多様性が尊重されるまちづくりを進めることとしている。

平成27年7月には、それらの施策等を総合的かつ計画的に推進するため、鹿児島市人権啓発に関する懇話会を設置した。

また、一人ひとりの人権や多様性が尊重され、安心して暮らしていける鹿児島市を

実現するため、令和4年1月からパートナーシップ宣誓制度の運用を開始するとともに、近年、インターネット上の人権侵害が深刻化していること等を踏まえ、被害防止及び被害者支援のため条例の制定に向けて取り組んでいるところである。

(1) 人権教育・啓発基本計画の推進

本市における人権教育・啓発に関する施策等を総合的かつ計画的に推進していく。

- ① 鹿児島市人権啓発に関する懇話会の開催
- ② 鹿児島市人権教育・啓発推進本部会議の開催

(2) 人権啓発活動

一人ひとりの人権が尊重され、安心して暮らしていける鹿児島市を実現するため、様々な人権課題について啓発資料を活用し、広く市民、企業等に広報・啓発を行うとともに、パートナーシップ宣誓制度を運用する。

- ① 人権啓発冊子の作成・配布
- ② 人権啓発ポスターの作成・配布及び市電・市バス等への掲出
- ③ 人権啓発パネル展の開催
- ④ 「人権の花」運動の実施
- ⑤ 街頭啓発
- ⑥ 職員研修の実施
- ⑦ パートナーシップ宣誓制度の運用

(3) 人権擁護委員の推薦

市民の基本的人権の擁護等を目的とする人権擁護委員を法務大臣に対し、議会の意見聴取を経て推薦する。

(4) インターネット差別・誹謗中傷被害者支援条例（仮称）制定事業

インターネット上の差別や誹謗中傷をなくし安心してインターネットを利用できる環境づくりに向け、被害防止及び被害者支援に係る条例の制定に取り組む。

16 男女共同参画

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は重要な課題の一つであり、国内外で取組が進められている。

本市は、平成26年4月に施行した「鹿児島市男女共同参画推進条例」及び令和4年3月に策定した「第3次鹿児島市男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画センターを拠点として、市民、事業者等と一体となった総合的な施策の推進に努め、誰もが安心していきいきと暮らせる心豊かな男女共同参画社会の実現に取り組んでいく。

(1) 「男女共同参画推進条例」

（施行期日）

平成26年4月1日

（目的）

男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者、市民団体及び教育に携わる者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基

本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(2) 男女共同参画計画の推進

本市における男女共同参画に関する施策に総合的かつ体系的に取り組んでいく。

- ① 鹿児島市男女共同参画審議会の開催
- ② 鹿児島市男女共同参画推進連絡会議の開催
- ③ 職員研修の実施

(3) 広報啓発

男女共同参画社会への理解と認識を深めるため、男女共同参画に関する啓発や法律、施策の情報提供を行う。

- ① 男女共同参画情報誌「すてっぷ」の発行
- ② 男女共同参画に関する情報の収集提供

(4) DV等対策

配偶者等からのあらゆる暴力の根絶のため、予防啓発及び被害者支援の取組を行う。

- ① 生徒・学生向けデートDV講演会及び若者による若者のためのデートDV講座の開催
- ② デートDV防止啓発誌の作成・配布
- ③ カードサイズDVリーフレットの配布
- ④ 配偶者暴力相談支援センター業務
- ⑤ DV防止対策委員会の開催
- ⑥ DV防止庁内連絡会議の開催

(5) 女性のつながりサポート事業

女性に寄り添ったきめ細かな支援を行うとともに、相談機関等の支援者を対象に研修を行い、地域における支援体制の充実を図る。

- ① 相談業務
- ② 居場所の提供
- ③ 生理用品の提供
- ④ 「支援者」の養成・育成・研修

(6) 女性活躍推進計画の推進

職業生活における女性活躍を推進するための事業を行う。

- ① 女性活躍アドバイザーの配置
- ② 女性活躍応援リーダーズセミナーの開催

(7) 男女共同参画センター

設置目的 男女共同参画社会づくりをめざす活動拠点施設として、学習、情報、支援、相談、調査研究の5つの機能を基に事業を行う。

所在地 荒田一丁目4番1号

開館 平成13年1月25日

開館時間 午前9時30分～午後9時30分（日曜日・祝日は午後6時まで）

休 館 日 月曜日（祝日の場合は翌平日），12月29日～1月3日
施設内容 鹿児島市生涯学習プラザとの複合施設（※生涯学習プラザについては，P 378・379参照）

ア	図書情報コーナー	イ	情報体験コーナー	ウ	相談室
エ	講堂	オ	スタジオ	カ	託児室
キ	研修室	ク	交流サロン	ケ	食工房
コ	生活工房	サ	マルチメディア学習室		
シ	情報活用セミナー室	ス	多目的フロア		
セ	伝統文化セミナー室				

事業計画

1 学習・啓発事業の実施

① サンエールフェスタ開催事業

男女共同参画社会の実現に向けて，市民と共に考え行動する参画型イベントを開催し，広く男女共同参画の意識を醸成するとともに，イベントへの参加を通じた市民の情報発信や交流を支援する。

② 学習・研修事業

男女共同参画に対する理解と認識を深めることや能力開発，生涯にわたる健康管理等を目的とした学習機会を提供する。

2 情報の収集提供

男女共同参画に関する市民の理解を深めるため，情報を収集提供する。

・図書，DVDの貸し出し

3 市民活動の支援

男女共同参画に関する市民のさまざまな活動を支援し，ネットワークづくりを促進する。

4 相談事業

主に女性が抱えるさまざまな問題について，男女共同参画の視点を持って相談に対応し，自らの力で解決できるよう支援する。

① 総合相談

② 専門相談（法律相談，心理相談，男性相談）

5 調査研究事業

男女共同参画社会の実現に向けて，市民の身近にある現実や課題について調査研究を行い，市民のニーズを把握しセンター運営に反映させる。

(8) かごしまのアンコンシャス・バイアス見える化事業

地域社会で誰もが個性と能力を発揮できるよう，身近にある性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けて理解促進を図る。

・講演会の開催

